

## イラン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、 パキスタン及びサントメ・プリンシペに関するFATF声明

(仮訳)

### イラン

FATF は、イランが FATF と連携していないことに加え、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制における継続的で重大な欠陥に対して十分な対応をとっていないことを懸念している。FATF は、特に同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の報告 (STR) の効果的な義務化を実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATFは、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATFは、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATFは、コルレス契約が対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されることから保護すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。FATFは、イランが資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善への具体的な対応をとらない場合、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2010年2月に検討する。

### ウズベキスタン

FATF は、ウズベキスタンが同国に必要な資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みを構築するために行った大きな進展を歓迎し、同国に対し、効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策措置を実施するための取り組みの継続を求める。FATF は、2010 年春に EAG (ユーラシア地域の FATF 型地域体、以下ユーラシア・グループ) によってまとめられる同国の相互審査を歓迎する。FATF は、今後も同国における取り組みのモニターを継続し、同国から生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから各国・地域の金融機関を保護するために進められている取り組みについて、2010 年 2 月に再検討する。

## トルクメニスタン

FATF は、資金洗浄・テロ資金供与対策法制に加え、同法の実施を目的とする関係法を採択したトルクメニスタンの取り組みを歓迎する。しかしながら、金融情報機関(FIU)の不在を含め、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制には欠陥が残っている。したがって、FATF は、これらの欠陥が国際金融システムにおける資金洗浄・テロ資金供与の脆弱性を構成していること、及び金融機関はこのリスクに対応するため適切な手段をとるべきであることを金融機関に伝えた 2009 年 2 月 25 日の FATF 声明を繰り返し主張する。同国は、国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策基準に合致する資金洗浄・テロ資金供与対策体制の実現のため引き続き措置をとることが求められる。同国は、これを達成するため、ユーラシア・グループ及び IMF との緊密な協働を継続することが懲慥される。

## パキスタン

FATF は、パキスタンと APG(アジア・太平洋地域の FATF 型地域体)との間の緊密な協働を歓迎するものの、同国により引き起こされる資金洗浄・テロ資金供与のリスクを引き続き懸念しており、このリスクに関する 2008 年 2 月 28 日の FATF 声明を繰り返し主張する。FATF は、特に、同国の資金洗浄対策令が 2009 年 11 月 28 日に失効することに懸念を表明する。FATF は、同国がこれに対処するための法令手続を開始したことに留意する。FATF は同国に、その失効前に恒久的な資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みを実施することを強く求め、包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みを構築することを強く懲慥する。具体的な進展がない場合、FATF は同国から生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融システムを保護するため、2010 年 2 月にその対応について検討する。

## サントメ・プリンシペ

FATF は、GIABA(西アフリカの FATF 型地域体)とのアクションプランの策定を含め、サントメ・プリンシペの資金洗浄対策法の実施に向けた継続的な努力を歓迎する。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制、特にテロ資金供与対策に関する欠陥を引き続き懸念する。FATF は、同国に現存する、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に取り組むため、GIABA と協働するよう同国に求める。

( 以 上 )